



接続約款変更認可申請書

西設相制第000050号
平成29年9月1日

総務大臣
野田 聖子 殿

郵便番号 540 8511

おおさかふおおさかしちゅうおうくばんぼちよう

住所 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号

名称及び代表者の氏名

にしにっぽんでんしんでんわかぶしがいしゃ

西日本電信電話株式会社

むらお か

代表取締役社長 村尾 利

登録の年月日及び番号

平成16年4月1日 第234号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、速やかに実施します。
------	--------------------

電気通信事業法第 33 条第 2 項に基づく第 1 種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正案

旧	新
<p>第 10 章 料金等 第 3 節 工事費及び手続費等の支払義務 （手続費の支払義務） 第 68 条 1（略） （1）～（29）（略） （30） 当社が、第 34 条の 4（光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み）第 2 項に規定する回答を行うための現地調査若しくは光信号端末回線の接続に係る工事又は端末回線伝送機能（2-1-1-1 第 3 欄ウ欄若しくはエ欄又は第 8 欄に限ります。以下この号において同じとします。）に係る回線の提供可否を当社が回答するための現地調査若しくは端末回線伝送機能を提供する回線の接続に係る工事（以下「接続工事等」といいます。）を行う場合に、協定事業者が指定した時刻（当社が承諾したものに限り、以下「指定時刻」といいます。）に接続工事等を行う場所に到着したとき。</p>	<p>第 10 章 料金等 第 3 節 工事費及び手続費等の支払義務 （手続費の支払義務） 第 68 条 1（略） （1）～（29）（略） （30） 当社が、第 34 条の 4（光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み）第 2 項に規定する回答を行うための現地調査若しくは光信号端末回線の接続に係る工事又は端末回線伝送機能（2-1-1-1 第 3 欄ウ欄若しくはエ欄又は第 8 欄に限ります。）に係る回線の提供可否を当社が回答するための現地調査若しくは端末回線伝送機能（2-1-1-1 第 3 欄ア欄（通信路設定伝送機能のうち高速デジタル伝送に係るものであって 128Kbit/s の符号伝送が可能なエコノミークラスのものと組み合わせ提供するものに限り、以下「指定時刻」といいます。）に接続工事等を行う場所に到着したとき。</p> <p><u>附 則</u> この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施します。</p>